

事務連絡
令和3年2月26日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金の取扱について

今般、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」（令和2年5月1日付け通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る制度要綱の運用について下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 制度要綱の改正内容について（制度要綱第4・別紙関係）

今般、制度要綱を改正し、別紙の3に規定する協力要請推進枠交付金分に係る交付限度額の算式における符号B（対象者に給付する1日あたりの協力金等の金額）について、令和3年2月8日以降の期間にあっても、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間にあつては、令和3年1月8日から令和3年2月7日までの期間の取扱と同様の取扱とすることとしました。なお、「緊急事態措置を実施すべき期間」とは、緊急事態宣言が全国で解除されるまでの期間をいいます。

令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間後の取扱については、別途通知します。

2. 今後の交付手続及び想定スケジュールについて（制度要綱第4～第7関係）

（1）今後の交付手続及び想定スケジュールの概要について

協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金については、今後、以下の①から③までに掲げる3つの区分ごとに交付手続を進めていくことを想定しています。それぞれの想定スケジュール及び留意点は以下のとおりです。

①令和3年2月7日までの要請に係る協力要請推進枠交付金

交付限度額（現時点の見込額）は、令和3年2月5日付（又は令和2年12月28日付）で内閣府から交付対象となる地方公共団体宛てに既に通知しており、この分に対応する実施計画についても2月19日までに各地方公共団体から内閣府まで既にご提出いただいているところです。

今後、内閣府及び交付担当省庁となる総務省において速やかに交付手続を進め、3月19日頃をメドに交付決定及び概算払を行う予定です。

②令和3年3月7日までの要請に係る協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金（①分を除く）

令和3年3月7日までの要請に係る協力要請推進枠交付金分（①分を除く。）については、今後速やかに特措法担当大臣との協議の手続を進め、3月5日をメドに内閣府から交付限度額（現時点の見込額）を通知する予定です。また、当該交付限度額をもとに算定した即時対応特定経費交付金分に係る交付限度額（現時点の見込額）についても、同じタイミングで内閣府から交付対象となる地方公共団体に対して通知する予定です。

これらの交付限度額を反映した実施計画については、3月9日までに各地方公共団体から内閣府まで提出いただくことを予定しています。その後、当該実施計画に基づき、令和2年度内に交付決定を行った上で、必要に応じ速やかに概算払手続を行うことを想定しています。

③令和3年3月8日以降の要請に係る協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金

各都道府県等において、令和3年3月8日以降、営業時間短縮等の要請及びそれに伴う協力金の支払いを行う場合、内閣府まで速やかにご相談ください。なお、この分に係る協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金の手続及びスケジュールの詳細については、別途お知らせする予定です。

（2）限度額算定基礎資料の様式の改訂について

「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付事務連絡）の5（3）において、即時対応特定経費交付金分の交付限度額について、協力要請推進枠交付金の地方負担を都道府県と市町村がともに負担する場合は、算式上の「 $A \times 0.25$ 」は、当該都道府県と市町村が負担する実額又はそれに準ずる数値を基にして算定する額となる旨記載していると

ころです。なお、即時対応特定経費交付金の交付対象団体については、協力要請推進枠交付金の交付対象団体に関わらず、原則として協力要請推進枠交付金の地方負担を実際に負担する都道府県及び市町村とすることを想定しています。

即時対応特定経費交付金の交付限度額の算定に当たり、内閣府において都道府県と市町村が負担する実額又はそれに準ずる数値を把握するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱について」（令和2年12月16日付事務連絡）別紙3の限度額算定基礎資料の様式について、別紙1のとおり改訂しました。今後の手続においては、別紙1の様式を使用して実施するようお願いします。記入要領については別紙2をご参照ください。

(3) 実施計画の変更について

(1) ②で記載したとおり、令和3年3月7日までの要請に係る協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る交付限度額（現時点の見込額）の通知に伴い変更した協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る実施計画について、3月9日までに各地方公共団体から内閣府に提出していただく予定です。

この実施計画の変更にあたっては、協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る部分の変更のみならず、関係する地方単独事業（協力要請推進枠交付金様式「通常分交付金を充てる場合の実施計画上のNo」に記載の事業）に係る部分の変更及び当該変更の範囲内の「本省繰越希望額」の変更を認めることとします。

<関係資料一覧>

- 別紙1 限度額算定基礎資料（改訂版）
- 別紙2 記入要領
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）

【連絡先】

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・星・波賀野・上坂

直通 03 (5501) 1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

メール g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp